第11回 加古川流域委員会
資料－３

加古川流域委員会　第11回　資料

加古川水系河川整備計画原案
（国管理区間）について

平成21年12月16日

国土交通省近畿地方整備局
姫路河川国道事務所

－　目　次　－

1.河川整備計画原案の概要
2.河川整備計画原案の本文
（配布資料－４および配布資料－５にて説明）
3.河川整備計画の実施にあたって

1. 河川整備計画原案の概要

－まえがき－

１．流域及び河川の概要

1.1流域及び河川の概要
（地形・地勢、地質、気候、流域内関係市町、
土地利用、人口、産業、地域の整備目標、交通）
1.2治水の概要
1.3利水の概要
1.4環境の概要

２．河川整備の現状と課題

2.1治水の現状と課題
（洪水対策、地震対策、高潮対策、内水対策）
2.2利水の現状と課題
2.3河川環境の現状と課題
（生物の生息・生育・繁殖、水環境、河川景観、
文化、歴史、河川に関する学習）
2.4河川管理の現状と課題
（河川管理施設の機能維持、河川区域の管理、
危機管理対策、河川空間の利用）
2.5地域住民との連携の現状と課題
2.6新たな課題

３．河川整備の目標に関する事項

■対象区間及び対象期間
3.1治水の目標に関する事項
3.2利水の目標に関する事項
3.3河川環境の目標に関する事項
3.4河川管理の目標に関する事項
3.5地域住民との連携の目標に関する事項

４．河川整備の実施に関する事項

4.1治水の実施に関する事項
4.2利水の実施に関する事項
4.3河川環境の実施に関する事項
4.4河川管理の実施に関する事項
4.5地域住民との連携の実施に関する事項

1. 河川整備計画原案の概要

記載イメージ
（魚類、甲殻類の移動の連続性）

【河川環境の現況と課題】
・堰等が魚類、甲殻類の縦断的な移動を阻害する場合がある

↓

【河川環境の目標に関する項目】
・生息する全ての魚類、甲殻類が、全川を自由に遡上、降下できるように、縦断的な移動の連続性の確保に努める

↓

【河川環境の実施に関する項目】
・魚類の遡上状況などの調査により詳細な実態を把握し、魚がのぼりやすい魚道について検討し、必要に応じて魚道の改良等を実施する

1. 河川整備計画原案の概要

◆治水

- 戦後の洪水のうち、雨量、流量、浸水家屋、浸水面積等の規模が大きい平成16年台風第23号洪水を対象とする（第4回流域委員会で審議）
- 堤防が整備されていない地区の堤防整備を実施する（第6回流域委員会で審議）
- 干潟を保全し、干潟以外の部分の河道掘削を行う（第5回流域委員会で審議）

平成16年洪水の浸水状況（加東市）

堤防が無い区間（加東市）

河口干潟

1. 河川整備計画原案の概要

◆利水

- 渇水時においても、水利用や河川環境に影響を及ぼさないよう調整する（第9回流域委員会で審議）
- 河川水の流況の変化に対応した適切な水利用を図る（第1回流域委員会で審議）
- 流水の正常な機能を維持する

・正常流量とは、流水の正常な機能を維持するために必要な流量であり、維持流量と水利流量の双方を満足する流量で、国包地点において、しろかき期おおむね9m^3/s、その他の期間おおむね7m^3/sとしている

検討項目	決定根拠等
①動植物の生息または生育地の状況	サツキマス、ニゴイ等の移動に必要な流量
②景観	景勝地「闘龍灘」において滝の景観が維持される流量
③流水清潔の保持	環境基準（BOD75%値）の２倍を満足するために必要な流量
④漁業	動植物の生息または生育地の状況に準ずる

※維持流量の検討項目には、この他に舟運、塩害の防止、河口閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水の維持、人と河川との豊かな触れ合いの確保があるが、加古川では該当しないため設定していない

1. 河川整備計画原案の概要

◆河川環境

- 大きな変化が見られない水際植生、河口干潟は極力保全し、過去と比較すると減少傾向にある瀬・淵、わんど・たまり、礫河原は再生する
  （第9回流域委員会で審議）

- 魚類、甲殻類が自由に遡上、降下できるように連続性を確保する（第4回流域委員会で審議）

- 闘龍灘を保全し、闘龍灘の流れや景観に配慮する
  （第7回流域委員会で審議）

礫河原

アユ

闘龍灘

1. 河川整備計画原案の概要

◆河川管理

- 治水上支障のある樹木は伐採し、発達した樹木は輪伐による適切な管理を行うとともに、地域の方々と協働した管理を行う（第6回流域委員会で審議）

- 河川管理施設（堤防、加古川大堰、樋門、堰等）の機能が維持される管理を行う（第9回流域委員会で審議）

- 地域住民、地域で活動されている方々、河川管理者とが一体（エリアマネジメント）となって取り組んでいく（第9回流域委員会で審議）

地域と協働したキノコ栽培

加古川大堰点検

今後の地域と河川との
かかわりのイメージ図

2.河川整備計画原案の本文

	2.河川整備の現状と課題	3.河川整備の目標に関する事項	4.河川整備の実施に関する事項
1.治水			
1.1洪水対策	洪水対策は、洪水による浸水から国民の生命、財産を守るために必要である。 加古川の河川改修は、古くは姫路藩主榊原忠次による「升田堤」築堤にはじまり、加古川の治水と新田開発を目的に姫路藩が加古川下流右岸に堤防を築いた。 本格的な河川改修は、明治40年8月洪水を契機に直轄事業として加古川改修工事が行われたことに始まる。大正7年からは、美嚢川合流点から下流部において築堤、掘削、護岸や古新堰堤等の工事を実施し、加古川市、高砂市において築堤が概成した。昭和16年 … せることを目標に、下流部を中心として整備を推進してきた。堤防整備状況は、完成堤47%であり、上・中流部に堤防未整備区間が依然として残っているため、下流部の治水安全度を確保しながら、堤防整備を進める必要がある。また、下流部では古新堰堤、加古川堰堤等の横断工作物が老朽化し流下阻害にもなっているため、これらの改築が必要である。 国管理区間における現況流下能力は、平成20年9月に策定した「加古川水系河川整備基本方針」における計画高水流量に対し、全川的に不十分な状況であり河川整備が必要である。 また、浸透・侵食対策等の堤防の質的強化対策については、河川堤防の浸透に対する安全性を確認するための詳細点検を実施した結果、安全性が不足する区間が44.1%あることから、堤防の浸透対策を実施する必要がある。 P.25	平成20年9月に定めた「加古川水系河川整備基本方針」における基本高水は、基準地点国包において9,000m^3/s、このうち流域内の洪水調節施設により国包地点において1,600m^3/sを調節し、河道への配分流量は7,400m^3/sとなる。 洪水による災害の発生の防止及び軽減に関する目標は、過去の水害の発生状況、流域の重要度、これまでの整備状況等を踏まえ、「加古川水系河川整備基本方針」で定めた目標に向けて段階的に整備を進め、洪水による災害に対する安全性の向上を図る。その結果、 … P.51	整備計画の洪水対策箇所は、平成16年台風第23号洪水を対象とした目標流量に対して現況流下能力が不足する箇所とする。過去の被害発生状況や上下流の治水安全度のバランスを考慮しながら、河川環境に配慮した洪水対策を実施する。 また、浸透に対する堤防の安全性が低い区間については、対策が必要な44.1%のうち安全性が特に低く被災履歴のある箇所について、優先的に堤防の強化を実施する。 … ④来住・大島地区（16.2k～18.6k） ⑤小野地区（23.1k） ⑥社・河合地区（26.6k～28.4k） ⑦社・河合地区（28.4k～30.6k） ⑧社・滝野地区（30.7k～32.5k） ⑨滝野・多井田地区（その１）（32.5k～33.8k） ⑨滝野・多井田地区（その２）（33.8k～35.0k） ⑩多井田地区（35.0k～36.4k） ⑪東条川地区（0.0k～2.0k） P.57,63

配布資料－４および配布資料－５
にて説明

3.河川整備計画の実施にあたって

本整備計画は、現時点において河川の整備に投じる費用と得られる効果の妥当性を確認しているが、今後の状況の変化、事業実施後の河川環境、河川管理施設に係わるモニタリングの結果や新たな知見、技術の進歩等により必要に応じて適宜計画の見直しを実施する。

さらに、必要に応じ学識者や関係機関等の意見等を踏まえたモニタリングや評価を行い計画にフィードバックするとともに、地域住民や関係機関と情報共有を図りながら整備を実施する。